

2025年9月30日

執行役決定証明書

東京都港区港南1丁目7番1号
ソニーグループ株式会社
代表執行役 十時 裕樹

当社取締役会から委任された代表執行役の権限により、下記Iのとおり、発行登録書を取り下げ、また、下記II及びIIIのとおり、臨時報告書を提出することを決定したことを証します。

記

I. 2024年11月8日付の当社普通株式に関する発行登録書を取り下げる。

II. 当社の事後交付型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）に基づき、当社の取締役（社外取締役を含む。）、執行役及び従業員ならびに当社国内子会社の取締役（社外取締役を含む。）、その他の役員及び従業員に対して過去に付与済みの以下の譲渡制限付株式ユニット（以下、「RSU」という。）が権利確定した場合に発行される当社普通株式について、当該株式の募集に係る金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項、同条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を作成し、関係当局に提出する。

<対象となる RSU>

- (1) 第1回 RSU 当社子会社の取締役及びその他の役員1名、500株に相当するユニット
- (2) 第1回 RSU 当社子会社の従業員2名、1,000株に相当するユニット
- (3) 第2回 RSU 当社の執行役1名、9,560株に相当するユニット
- (4) 第2回 RSU 当社の従業員18名、15,805株に相当するユニット
- (5) 第2回 RSU 当社子会社の取締役及びその他の役員10名、44,410株に相当するユニット
- (6) 第2回 RSU 当社子会社の従業員22名、55,900株に相当するユニット
- (7) 第3回 RSU 当社の執行役1名、36,000株に相当するユニット
- (8) 第3回 RSU 当社子会社の取締役及びその他の役員4名、82,000株に相当するユニット
- (9) 第4回 RSU 当社子会社の取締役及びその他の役員7名、21,000株に相当するユニット

ット

- (10) 第4回 RSU 当社子会社の従業員 1名、1,500 株に相当するユニット
- (11) 第5回 RSU 当社子会社の取締役及びその他の役員 1名、500 株に相当するユニット
- (12) 第5回 RSU 当社子会社の従業員 2名、1,000 株に相当するユニット
- (13) 第6回 RSU 当社の執行役 2名、29,030 株に相当するユニット
- (14) 第6回 RSU 当社の従業員 176名、223,810 株に相当するユニット
- (15) 第6回 RSU 当社子会社の取締役及びその他の役員 18名、157,715 株に相当するユニット
- (16) 第6回 RSU 当社子会社の従業員 583名、729,275 株に相当するユニット
- (17) 第7回 RSU 当社の取締役 3名、18,600 株に相当するユニット
- (18) 第8回 RSU 当社の執行役 4名、754,000 株に相当するユニット
- (19) 第8回 RSU 当社の従業員 4名、168,000 株に相当するユニット
- (20) 第8回 RSU 当社子会社の取締役及びその他の役員 4名、87,000 株に相当するユニット
- (21) 第9回 RSU 当社の従業員 2名、18,285 株に相当するユニット
- (22) 第10回 RSU 当社子会社の取締役及びその他の役員 9名、31,500 株に相当するユニット
- (23) 第10回 RSU 当社子会社の従業員 1名、1,500 株に相当するユニット
- (24) 第11回 RSU 当社子会社の取締役及びその他の役員 1名、500 株に相当するユニット
- (25) 第11回 RSU 当社子会社の従業員 3名、1,500 株に相当するユニット
- (26) 第12回 RSU 当社の執行役 2名、43,413 株に相当するユニット
- (27) 第12回 RSU 当社の従業員 471名、440,414 株に相当するユニット
- (28) 第12回 RSU 当社子会社の取締役及びその他の役員 18名、254,975 株に相当するユニット
- (29) 第12回 RSU 当社子会社の従業員 1,645名、1,600,492 株に相当するユニット

III. 本制度に基づき、当社の取締役（社外取締役を含む。）、ならびに当社海外子会社の取締役（社外取締役を含む。）、その他の役員及び従業員に対して過去に付与済みの以下の RSU が権利確定した場合に発行される当社普通株式についての募集に係る金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 1 項、同条第 2 項第 1 号の規定に基づく臨時報告書を作成し、関係当局に提出する。

<対象となる RSU>

- (1) 第1回 RSU 当社子会社の従業員 1名、500 株に相当するユニット

- (2) 第 2 回 RSU 当社子会社の取締役及びその他の役員 2 名、4,010 株に相当するユニット
- (3) 第 2 回 RSU 当社子会社の従業員 181 名、493,380 株に相当するユニット
- (4) 第 5 回 RSU 当社子会社の取締役及びその他の役員 1 名、245,000 株に相当するユニット
- (5) 第 6 回 RSU 当社子会社の取締役及びその他の役員 3 名、21,835 株に相当するユニット
- (6) 第 6 回 RSU 当社子会社の従業員 922 名、2,559,010 株に相当するユニット
- (7) 第 7 回 RSU 当社の取締役 3 名、18,600 株に相当するユニット
- (8) 第 8 回 RSU 当社子会社の取締役及びその他の役員 2 名、140,810 株に相当するユニット
- (9) 第 8 回 RSU 当社子会社の従業員 1 名、254,500 株に相当するユニット
- (10) 第 9 回 RSU 当社子会社の取締役及びその他の役員 10 名、169,105 株に相当するユニット
- (11) 第 9 回 RSU 当社子会社の従業員 162 名、512,475 株に相当するユニット
- (12) 第 11 回 RSU 当社子会社の従業員 1 名、500 株に相当するユニット
- (13) 第 12 回 RSU 当社子会社の取締役及びその他の役員 33 名、88,220 株に相当するユニット
- (14) 第 12 回 RSU 当社子会社の従業員 1,560 名、4,614,412 株に相当するユニット

以 上